



令和2年9月23日14時00分
資料配布 近畿地方整備局

10月・11月・12月は「建設業取引適正化推進期間」です
～みんなで守る適正取引～

国土交通省及び都道府県では、10月・11月・12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、この期間に建設業法に関する講習会の開催等について幅広く法令遵守に関する活動を実施します。

- 実施期間 : 令和2年10月1日～12月28日
- 実施内容 : 各府県と連携し、以下の活動を実施
 - (1)建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動
 - (2)建設企業等を対象とした講習会の開催
 - (3)立入検査等の実施

詳細については別紙をご覧ください。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局
建政部 建設業適正契約推進官 ひろおか 廣岡 ひでかず 秀一(内線6119)
課長補佐 とうじょう 東條 ともゆき 智行(内線6144)
電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

令和2年度「建設業取引適正化推進期間」の活動について

1. 実施期間

令和2年10月1日～12月28日

2. 実施内容

(1) 建設業取引の適正化に関する普及・啓発活動

近畿地方整備局、各府県、各市町村、建設業関係団体において建設業取引の適正化に関するポスターを掲示、インターネット等を通じた広報など、請負契約における取引の適正化について普及・啓発に努めます。

(2) 建設企業等を対象とした講習会の開催

令和2年10月1日に一部規定を除き改正建設業法が施行され、建設業取引の適正化に関するルールも一部改正されることから、各府県等と合同で開催する講習会で、改正後の建設業法令・通達・改訂された建設業法令遵守ガイドラインなどについて、参加者等が講習内容をより分かりやすく、かつ、より深く理解できるよう、工夫して周知します。また、駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター及び建設業フォローアップ相談ダイヤル等の各種相談窓口等についても引き続き周知します。

なお講習会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催時期、開催方法について現在調整中です。

詳細については、近畿地方整備局 HP に掲載予定です。

(<https://www.kkr.mlit.go.jp/news/kensei/2020/019a8v0000025hmu.html>)

(3) 府県と連携した立入検査等の実施

近畿地方整備局での大臣許可業者への立入検査等（書面による調査を含む。以下同じ。）を重点的に実施する他、各府県の建設業許可部局と連携して、府県が実施する知事許可業者への立入検査等に同行し、建設業取引適正化の主旨が伝わるように支援します。

立入検査等に当たっては、建設業法に基づく元請下請間の適正な取引や施工体制等について確認するほか、下請業者の見積内容の尊重状況や下請負人間の取引が適正となるような指導の実施状況についても確認し、適正な指導に努めます。また、併せて新・担い手3法と各種相談窓口についても周知を行います。